

回収新聞、ダンボールの持ち去りについて (2008年1月11日読売新聞より)

2003年12月、世田谷区で、区清掃リサイクル条例改正して

資源ごみを持ち去る事に罰則(20万以下の罰金)を課した。

当時、持ち去られることにより、月、古新聞の2割に当たる年2500トンの被害を受けていた。

この条例決議の後同区の回収量は03年の3万7653トンから06年の4万1198トンに増えた。

しかし、持ち去りはやむことなく、警告は述べ150件、禁止命令は232件に達している。

08年1月10日東京高裁は条例違反の12人に全員有罪、求刑通りの罰金20万円を言い渡した。

その後11人は上告している。が、持ち去りははっきりと減少した。

全国の県庁所在地、政令指定都市と東京23区に聴いたところ、1/4に当たる19自治体が条例を定めており、そのうち6自治体が罰則を盛り込んでいた。

中国市場の古紙需要が高まっていることにより、古紙輸出量は

96年の2万1169トン、06年の388万6905トンは実に180倍に急増しているが、その8割が中

国向けだった。古紙問屋の古新聞店頭価格は1キロ、04年の10円が07年14円に跳ね上がり、従

い、持ち去る業者が急増した。

行政による回収をしていた世田谷の場合、資源ごみ全般の回収費用は10億にも上ったものだが、

この販売収益は3億7000万円に留まった。中野の場合、07年度から行政回収を完全に止めて、

業者と個別に契約を結んだ町内会等に報奨金を出すようにしたところ、前年度行政回収の2億2000

万円から1億円の減少になったという。

90年代不況でダンボール生産が低迷し、そこで古紙の需要が減り、回収業者の多くが廃業した。

中国への輸出頼みの現状はいかにもいびつで、価格が急落する可能性もある。そうなれば回収から

手を引く業者も出てくるだろうから、行政が回収に関与することは重要だ。

リサイクル事業は資源循環型社会を実現するため、行政や業者、一般企業や住民、さまざまの人々の

協力は欠かせない。一番手軽な社会貢献です。

回収しても儲からないようなとき、民間業者で引き取ってくれるのか。それが今後の課題だ。業者

の赤字が出た場合、行政がどう穴埋めするか。